

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度の実施に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	早島町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-3 : 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第3の項 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱（平成18年要綱第2号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者の訪問介護等のサービスの利用について、当該サービスを行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が利用者負担を軽減する場合、その法人等に対し補助を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱(平成18年要綱第2号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項3号	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱(平成18年要綱第2号)第4条及び第6条
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項3号イ	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項3号ロ	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	